

R3.3/19
新潟県の
警報継続

R3.3/23
国の緊急事態宣
言解除を受け

上越商工会議所 当面の貸会場の方針について(お知らせ)

2021.3/23

適用期間 当面の間

- ① 新潟県の警報継続、並びに国の緊急事態宣言解除を受け
当所の貸会場の方針を下記のとおり変更致します。
今後も、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、方針を変更する場合がございますので、その際は当ホームページでお知らせ致します。

② 利用可能な部屋と定員

階数	部屋名	通常定員		当面の定員
2 F	第1小会議室	8名	→	8名
2 F	中会議室	32名		25名
2 F	談話室	20名		貸出さない
3 F	第2小会議室	8名		8名
3 F	大ホール	200名		120名

- ③ 新規でお申込みの場合、新潟県の警報で指定されている都道府県からの参加者が、概ね下記の人数となるようお願いいたします。

小会議室	1人以下	中会議室	2人以下	大ホール	5人以下
------	------	------	------	------	------

④ 利用条件（主催者様向け）

- ・ 当日来場者の連絡先を把握しておくこと。
- ・ 総じて三密を避けるための工夫を行うこと。
- ・ 発熱、のどの痛み、咳など風邪のような症状がある方を来場させないこと。
- ・ 会場利用時、最低2方向の窓を同時に開けるなどの換気を行うこと。
- ・ 当日ご来場の参加者に対して下記を徹底すること。
 - * こまめな手洗いと手指のアルコール消毒
 - * 咳エチケット
 - * マスクの着用

- ⑤ 検定試験等を行う主催者様におかれましては、下記ガイドラインを遵守頂きますようお願い致します。

- ・ 民間検定試験等の実施における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

<https://www.zenken.or.jp/newsletter/1549.html>

本件問合せ先

上越商工会議所 総務課(担当:秋山・山田) TEL 025-525-1185